

11/14(月)

第20回「いわき市民訴訟」

集会&市民アピールのデモ行進と

裁判半日傍聴

とき 11月14日(月)12:00~

ところ 新川公園(文化センターと「いわき迎賓館」の間)

◆ 駐車場は、近隣の駐車場または飯野八幡宮会館(会場まで送迎します。11:45までお集まりください) ◆

◎昼食は各自済ませてご参加ください。 ◎救護車の配置をいたします。

弁護士が東電に反論の口頭陳述を行います

<決起集会場所>



事故後30年のチェルノブイリ視察に行ってきました。「国家は市民が受けた被害を補償する責任を引受け、…」と書いたチェルノブイリ法は成立から25年経ってもまだ生き伸びていました。

翻って日本政府はどうか。いわき市民はもうすでに「元被害者」とし、「歯牙にもかけない」態度です。東電に至っては「震災後いわき市内は好景気となり、原告らの主張には何らの根拠もない」という趣旨のとんでもない反論書を出す始末です。

原告団長・伊東達也

12:00 新川公園広場で決起集会開催

● 弁護団・原告団・支援者あいさつ

12:30 デモ行進出発 (デモ行進 30分)

13:00 デモ行進終了
(裁判所へ移動)

13:20 傍聴席の抽選に並ぶ

13:30 抽選開始
傍聴者送り出し

14:00 ★裁判開始★
(入廷者以外は飯野八幡宮会館に移動)

14:00 ● 会館で模擬裁判を行う
・陳述者の紹介と陳述内容について

15:30 **引き続き「南相馬第4回裁判」支援行動**

デモ・コース

新川公園出発 ⇒ 国道6号線横断 ⇒ レンガ通りを北へ ⇒ 本町通り横断 ⇒ 並木通り交差点左折 ⇒ 「セブンイレブン騒榎小路店」前で解散 ⇒ 三々五々裁判所へ向かう

★傍聴を強く要望される方は、事前に連絡をください。

事務局で調整をします。

原告団事務局長・菅原隆 090-1067-0175

次回の裁判予定

第21回いわき市民訴訟裁判

2017年1月23日(月)14:00予定

原発事故の完全賠償をさせる会／元の生活をかせせ・原発事故被害いわき訴訟原告団

〒973-8402／いわき市内郷御厩町三丁目101いわき教育会館内／TEL 0246-27-3322 FAX 0246-68-6771

～元の生活をかえせ～原発事故被害

いわき市民訴訟原告団 会報

----- 第 19 号 -----

発効日 2016. 10. 11(火)
発行者 ～元の生活をかえせ～
原発被害いわき市民訴訟原告団事務局
連絡先 いわき市内郷御殿町3丁目101
いわき教育会館内
tel 0246-27-3322 fax 0246-68-6771
E-mail je7fas220329@gray.plala.or.jp
事務局携帯電話・吉田浩080-1815-5089



↑飯野八幡宮会館で決起集会を終え、広田弁護士を先頭にデモ行進、裁判所前でシュプレヒコール(第19回裁判) ==2016.09.21(水)==

第19回口頭弁論が開かれました 東電がとんでもない反論書を提出

元の生活を返せ・原発被害いわき市民訴訟の第19回口頭弁論が9月21日、福島地裁いわき支部(島村典男裁判長)で開かれ、原告弁護団の菊間龍一弁護士が「責任論」について陳述しました。東電は、「いわき市内は、原発事故以前より活発に経済活動が行われており、いわき市に居住すること自体によって違法かつ具体的な権利侵害を受けていると主張する原告らの主張に理由がない」という趣旨のとんでもない反論書面を出してきました。(要約文は別紙)

①被告国の規制義務の存在。規制が実施されれば、事故の回避が可能であった。

電気事業法等の趣旨から、被告国は原子力災害が「万が一にも起こらないようにする」ために、実効性のある規制権限を適切に行使する必要があり、かつ最新の科学技術水準への即応性が求められます。

2002年の被告東京電力による自主点検記録改ざん問題が発覚したことに端を発して様々な不正と事故隠しが発覚しました。被告国の機能を強化する法改正とともに、原子力安全基盤機構が設立され、また「安全情報検討会」が設置されました。そこでは、様々な事例が検討されました。代表例が1991年の福島第一原発で発生した内部溢水事故でした。そこでは内部溢水および外部溢水の対策の緊急度および重要度の確認がされました。

そして、1999年「津波浸水予測図」、2002年「長期評価」、2006年被告東京電力の報告により、敷地高さを超える津波が襲来する可能性が判明しました。そのため被告国には、その詳細の調査研究とともに、その防護措置を講じるように命じる義務が発生しており、それが適切に行われていれば本件事故の

被害は回避することができました。本来の目的を意図的に超えて利用したものです。

②津波襲来の予見可能性

1997年「4省庁報告書」、1999年「津波浸水予測図」を経て取りまとめられた2002年「長期評価」は、M(マグニチュード)8クラスの大地震が福島県沖を含む三陸沖北部から房総沖の海溝寄りにかけて、どこでも発生する可能性があることを示しました。そのため、この公表の直後には、これに基づく津波推計を当然に行うべきであり、その津波推計による福島第一原発においては、少なくともO, P, (O.P.:小名浜湾平均海面)+12m程度の津波の襲来が予見可能でした。

③「津波評価技術」の問題点

被告らが「唯一の基準」とする「津波評価技術」は、過去および将来の地震についての詳細な検討を踏まえてのものではなく、個別地域の地震発生可能性を検討しているのが「長期評価」です。「津波評価技術」は津波の「伝播計算」という手法を目的としたものであり、被告らはその本来の目的を意図的に超えて利用したものです。

全国の原発被害訴訟の現況

原発被害者訴訟原告団全国連絡会事務局長 佐藤三男

全国で30以上の原発訴訟(原告約12000人以上)がたたかわれています。

一番早いのは、2012年12月3日に提訴した、「ふるさとを返せ・福島原発避難者訴訟」で、2013年3月11日に提訴した、「元の生活をかせせ・いわき市民訴訟」、「生業を返せ・地域を返せ！福島原発訴訟」、千葉訴訟、東京訴訟の4訴訟が続きます。

原発被害者訴訟原告団全国連絡会には、この4つの原告団を含めて、21の原告団、約9600名余の原告が結集しています。訴訟に至る過程は、各県段階の弁護士会が原発被害者救済のために呼びかけをして原告団がつくられたり、提訴に至ったりした方が多いようです。

いわき市民訴訟や避難者訴訟のように、原発事故の完全賠償をさせる会(そのおおもとは浜通り復興共同センター)という運動体が母体となり、その運動の中から裁判にいたるところはまれなようです。そのため、原告団の活動もさまざまな形態があります。原告団として機能し、機関紙や宣伝活動をしている原告団がある一方、原告団が集まるのも困難であるところもあります。

事故後6年目を迎えるという事で、各地で結審、判決を迎える裁判が出ています。

群馬訴訟 「原子力損害賠償群馬弁護団 2013年(平成25年)9月11日第1陣提訴 45世帯137原告)は全国で一番早く、今年10月31日に結審を迎えます。判決は来年3月までに出る予定です。裁判長は、今年3月転勤であったのを、判決を書くために前橋地裁に残ったということです。訴訟指揮は明快で、結審について国と東電が、「まだ主張することがある」と述べたのに対して、「10月31日結審という事で進めてきた。弁護団には相当努力もしてもらった。この期に及んで何を言うのか」という姿勢でした。(9月2日の裁判) また、現地検証も5月に行っています。この訴訟では、原告団が作られていません。しかし、支援する会があり、活動しています。弁護団は、原告有利な判決が出る予定だから、裁判所を刺激しないように、要請署名やはがきなどの運動はしないでほしいという姿勢です。全国連では、原告の中心的人と支援する会と協力して、結審後に学習・集会を持つ予定です。

千葉訴訟 「千葉県原発訴訟と家族の会、18世帯40名 2013年3月11日 第1次提訴 原発被害者救済千葉県弁護団」この訴訟は原告団、支援する会、弁護団が共同してたたかっています。原告団の役員が高齢だったり、仕事を持っていたりして活動が困難な面があるようですが、支援する会は積極的に活動しています。裁判官は、3月に3人も交代し、原告の陳述(生の声)を聞いていません。現地検証も拒否しています。来年1月31日結審、6月までに判決がでる予定ですが、厳しい判決が出る可能性があります。結審前集会や公正判決を求める署名などを提起しています。

生業訴訟 「生業を返せ・地域を返せ！福島原発訴訟原告団 第1次 2013年(平成25年)3月11日第1次提訴 3905原告 生業を返せ・地域を返せ！福島原発事故被害弁護団」来年3月結審、6月まで判決が出るという事です。裁判では、学者証人の尋問、現地検証を一番早く実施するなど、訴訟は順調に進行しています。第2陣の訴訟を提起するようです。全国最大の原告団の訴訟ですから判決が注目されます。

原発被害者訴訟原告団全国連絡会・主催 (於・二本松市男女共生センター 13:30~17:00)

10.1シンポジウム「原発事故から6年目の今・福島のこれからを考える」開催される



原発訴訟全国連が、10月1日シンポジウムを開催しました。全国や県内の参加者、380人が集いました。シンポジストは津島から避難している三瓶春江さん、元福島大学学長の今野順夫さん、会津電力の佐藤弥右衛門さん、オール沖縄会議事務局次長の中村司さんの4人がそれぞれの立場で発言しました。

会場からは各地の訴訟の弁護団、原告の方々から発言がありました。岩淵友参議院議員、増子輝彦参議院議員から連帯の挨拶がありました。

東電がとんでもない反論書を提出

9月21日開催された第19回公判廷で東電は、「いわき市内は、原発事故以前より活発に経済活動が行われており、いわき市に居住すること自体によって違法かつ具体的な権利侵害を受けていると主張する原告らの主張に理由がない」という趣旨のとんでもない反論書面を提出した。

=東電準備書面(13)=

その論拠として各種公的データを使い次のようなことを上げている

- 1、いわき地区の年間外部被ばく線量とホールボディカウンターによる内部被ばく線量の調査結果はいずれも99%以上が1ミリシーベルト未満となっている。
- 2、除染も発注数と同数の実施となっているか、調査にて終了している。
- 3、事故後の復興と経済状況では
 - ① 大型小売店等の販売額は一時65%まで下がったが、すぐ回復に向かい現在まで事故以前を大きく超える水準で移行している。
 - ② 新設住宅着工数も大幅に伸び、2013年以降は緩やかに下降しているものの事故前を上回る状況が続いている。
 - ③ 公共工事等受注額も前月比が10倍～40倍も超える月があるなど受注額は大きく増加している。
 - ④ 雇用の状況も2012年以降、事故前に比較して200%～300%を超える水準を維持している。
 - ⑤ 高速道路出入通行量も事故前の水準を大きく超えて今日まで推移しており、活発な経済活動が行われていることがわかる。

いくつかの反論

<除染について>

- ① 平地区などでは現在ようやく自宅の除染が実施されるようになり、実に5年半も放置されていることなどを無視している。
- ② 除染をしても仮置き場や現場保管が続いている。例えば、72の小学校、40の中学校、44の保育所、22の幼稚園では未だ汚染土壌が校庭などに埋められたままとなっており、運び出せないままである。
- ③ 側溝汚泥は取り除いても市が回収できないことからこの5年間は多くのところで取り除かれないで放置されたままになっている。

- ④ 市内には除染すべき住宅は3,2542戸あったが、うち24,388戸（75%）は調査だけで終わっている。すなわち除染実施まで時間がかかり過ぎたために、0.23マイクロシーベルト以下になったのであって、「発注と同数の実施」になるのは当たり前である。

<経済指標について>

- ① 地震、津波の被害があったこと、全国で一番多くの24,000人（福島県の避難者全体の約16%、県内に居住する避難者全体の約25%）の避難者が住むようになったいわき市であることから、当然の結果である。問題は経済状況が、原発事故の精神的損害を無くしたのか、またはどうかかわっているのかである。
- ② 新設住宅着工の増加や公共事業の増加なども、その受注が大手の会社多ければ多いほど、簡単にいわき市民の利益増加に結びつかないことや、あるいは工事費高や地価高騰を招いているのも事実であって、いわき市民の若い人が家を造るのに苦勞を強いられていることも見なければならぬ問題であろう。

みなさんの意見もお寄せください。

11月14日の第20回公判廷で、弁護団が反論の意見を述べます。

一人でも多くの原告の参加を呼び掛けます。